

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和8年9月18日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
東大阪市荒本一丁目36番34ほか
（仮称）万代荒本店
- 2 法第5条第3項の規定による公告をした日
令和8年2月20日（令和8年大阪府告示第240号）
- 3 東大阪市の意見の概要
 - (1) 公害関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び東大阪市生活環境保全等に関する条例等に基づく規制基準を遵守すること。
 - (2) 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づく、ごみ減量推進に係る事項を遵守すること。
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
 - (4) 東大阪市屋外広告物条例に基づく申請が必要な場合は、みどり景観課と協議の上、申請を行うこと。
 - (5) 大阪府自然環境保全条例に基づく届出を行うこと。
 - (6) 法第8条第1項に規定する事項以外の事項に係る意見
- 4 意見の縦覧の期間及び方法
 - (1) 期間
令和8年9月18日から同年10月19日まで
 - (2) 方法
 - ア インターネットの利用による縦覧
大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou>)
 - イ 書面による縦覧
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課